

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会  
平成30年3月28日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係               | 1件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 3件 |
| 厚生年金保険関係               | 3件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700366号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700063号

## 第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成5年1月1日から平成6年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年1月から平成6年9月までの標準報酬月額については、11万円を16万円とする。

平成5年1月から平成6年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成4年8月31日から平成6年2月1日までの期間の標準報酬月額(平成5年1月から平成6年1月までは上記第1の1による訂正後の標準報酬月額)を訂正することが必要である。平成4年8月から平成5年9月までの標準報酬月額については、16万円を26万円、同年10月から平成6年1月までの標準報酬月額については、16万円を28万円とする。

平成4年8月から平成6年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成4年8月から平成6年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額16万円に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 3 請求期間のうち、請求者のA社における平成6年2月1日から平成8年9月1日までの期間の標準報酬月額(平成6年2月から同年9月までは上記第1の1による訂正後の標準報酬月額)を訂正することが必要である。平成6年2月から同年9月までの標準報酬月額については、16万円を28万円、同年10月から平成8年8月までの標準報酬月額については、11万円を28万円とする。

平成6年2月から平成8年8月までの訂正後の標準報酬月額(平成6年2月から同年9月までは、上記第1の1による訂正後の標準報酬月額16万円、同年10月から平成8年8月までは、訂正前の標準報酬月額11万円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成4年8月31日から平成8年11月21日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、請求期間について、国の記録の標準報酬月額が同社から支払われていた給与月額より低額となっている。一部の期間ではあるが所持している給料明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、事実即した記録にしてほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間のうち平成5年1月1日から平成6年10月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者のA社に係る当該期間の標準報酬月額は、当初、16万円と記録されていたところ、平成6年2月22日付けで平成5年1月1日に遡及して11万円に減額する処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の複数の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額についても、前述の処理日又は直後の平成6年2月23日付けで請求者と同様の遡及減額処理が行われていることが確認できる。

さらに、請求者から提出されたA社に係る給料明細書（以下「給料明細書」という。）によると、平成5年1月1日から平成6年10月1日までの期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（平成5年1月から同年9月までは26万円、同年10月から平成6年9月までは28万円）は、前述の遡及減額処理された後の標準報酬月額（11万円）よりも高額であることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成6年2月22日付けで行われた遡及減額処理は事実即したものと考え難く、請求者について平成5年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の平成5年1月1日から平成6年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初社会保険事務所（当時）に届け出た16万円に訂正することが妥当である。

2 請求期間のうち平成4年8月31日から平成6年2月1日までの期間について、給料明細書により確認できる当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に

見合う標準報酬月額（平成4年8月から平成5年9月までは26万円、同年10月から平成6年1月までは28万円）は、いずれも平成4年8月31日から平成5年1月1日までの期間のオンライン記録により確認できる標準報酬月額（16万円）及び平成5年1月1日から平成6年2月1日までの期間の上記第3の1の訂正後の標準報酬月額（16万円）より高額であることが確認できる。

また、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成4年8月31日から平成6年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給料明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成4年8月から平成5年9月までは26万円、同年10月から平成6年1月までは28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主からは、平成4年8月から平成6年1月までの期間に係る請求者の届出や厚生年金保険料の納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

このほか、請求期間のうち平成6年2月1日から平成8年9月1日までの期間については、給料明細書により確認できる平成6年2月1日から同年10月1日までの期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（28万円）が、上記第3の1の訂正後の標準報酬月額（16万円）より高額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（11万円）は、上記第3の1の訂正後の標準報酬月額（16万円）よりも低額であることが確認できること及び給料明細書により確認できる同年10月1日から平成8年9月1日までの期間の報酬月額に見合う標準報酬月額（28万円）が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（11万円）より高額であるものの、給料明細書及び請求者から提出された平成8年分の所得税の確定申告書控（以下「確定申告書」という。）により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（11万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（11万円）と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、同法による訂正は認められない。

3 請求期間のうち平成6年2月1日から平成8年9月1日までの期間について、

給料明細書により確認できる当該期間の標準報酬月額の変更又は決定の基礎となる各月に係る報酬月額に見合う標準報酬月額（28万円）は、上記第3の1による訂正後の標準報酬月額（平成6年2月から同年9月まで16万円）又はオンライン記録により確認できる標準報酬月額（11万円）よりも高額であることが確認できる。

したがって、請求者のA社における平成6年2月1日から平成8年9月1日までの期間の標準報酬月額に係る記録を、給料明細書により確認できる報酬月額から、28万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（平成6年2月から同年9月までは、上記第3の1による訂正後の標準報酬月額16万円、同年10月から平成8年8月までは、訂正前の標準報酬月額11万円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間のうち平成8年9月1日から同年11月21日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の当該期間に係る標準報酬月額は11万円と記録されているが、請求者は、当該期間に係る給料明細書を所持していないことから、当該期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額は確認できないものの、確定申告書により推認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（11万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが推認できる。

したがって、厚生年金特例法による保険給付の対象には当たらないため、同法による訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700373号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700064号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA市に所在したB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和33年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年6月1日から昭和60年1月1日まで

私は、A市に所在したB社に正社員として昭和58年6月1日から昭和59年12月31日まで勤務していた。毎月の給与から厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を控除されていたが、国の記録では厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A市に所在したB社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、C法務局は、A市において「B社」の商号で商業登記は確認できない旨回答している上、D労働局は、事業所名による事業所番号の検索結果によると、同労働局管内において「B社」に該当する事業所は無い旨回答している。

さらに、請求者は、A市に所在したB社の同僚5人の氏名を挙げているところ、オンライン記録によると、当該5人は請求期間の一部において同社とは別の同一の事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。なお、当該別の事業所において請求者の厚生年金保険の被保険者記録は確認することができない。

加えて、上記同僚で所在の判明した者に照会を行ったが、A市に所在したB社の実態及び請求者の勤務実態については確認することができなかった。

一方、閉鎖登記簿謄本及び事業所別被保険者名簿によると、所在地がE市であるF社が確認できるところ、請求期間において同社の事業主であったことが確認でき

る二人及び同社の親会社であったG社（現在は、H社）の回答から考えられるF社の製品の販売方法及び請求者が記憶する業務内容から、請求者は、F社の製品の販売業務に従事していた可能性がうかがえる。

しかしながら、E市に所在したF社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、H社は、F社に関する資料は既に廃棄している旨回答していることから、請求者が同社の社員として勤務していたかどうかを確認することができない。

また、E市に所在したF社に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番も無い上、前述の請求者が氏名を挙げた同僚5人についても、同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1700377号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700065号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年8月

年金事務所からA社における請求期間の賞与支給についての確認文書が届き、請求期間の賞与の記録が無いことが分かったが、請求期間において賞与が支給されたと思うので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る貸金台帳によると、請求者に対して請求期間に係る賞与が支払われた記載は確認できない。

また、A社は、請求者が同社に在籍していた期間において、請求者に対して賞与を支払っておらず、賞与から厚生年金保険料(以下「保険料」という。)も控除していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 東北(受)第1700380号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1700066号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正13年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和21年3月頃から昭和23年7月頃まで

私は、終戦後B県C市にあったD軍工廠こうしょうからE県F市に戻り、その翌年の昭和21年3月頃にF市G地区にあったA事業所に就職し、昭和23年7月頃に退職するまで同市H地区にあった同事業所の販売店である共販所に勤務し、I製品を配給していた。給料は同事業所から支給され、勤務していたのは確かだが、請求期間の厚生年金保険の記録が無いので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が勤務していたとするA事業所の閉鎖登記簿謄本によると、同事業所は昭和22年3月18日に成立したことが確認でき、F市史によると、同事業所は成立当時、I製品配給統制下における配給業務を行っていたと考えられるところ、請求者が記憶する請求期間当時のI製品配給の統制状況、事業主名などが一致していることから、期間は特定できないものの、請求者は同事業所が行っていたと考えられる上記I製品配給業務に従事していた可能性がうかがえる。

しかしながら、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、前述したA事業所成立より前の期間については、同事業所の実態が不明である上、上記閉鎖登記簿謄本によれば、同事業所は既に解散しており、役員のも不明であることから、請求者の勤務実態、請求どおりの届出が行われたか、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料(以下、「保険料」という。)が控除さ

れていたか及び同事業所が請求期間当時適用事業所の要件を満たしていたかについて確認することができない。

さらに、請求者は、同僚 10 人の氏名を挙げているが、そのうち姓名いずれも記憶している 6 人はオンライン記録により検索を行ったが特定できず、姓のみ記憶している 4 人はオンライン記録による検索が行えないことから同僚への照会を行うことができず、請求者の勤務実態及びA事業所の実態について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。